

報告事項サ

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について、別紙のとおり報告
します。

平成25年5月22日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

知事部局において鳥取県の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例により設置された審査委員会が附属機関であることが明確にされたことに伴い、教育委員会においても同様の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会を附属機関に加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5月10日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第6号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第18条関係）			別表第2（第18条関係）		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する事項についての教育委員会に対する助言及び意見具申に関する事務	家庭・地域教育課	鳥取県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する事項についての教育委員会に対する助言及び意見具申に関する事務	家庭・地域教育課
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	教育委員会の所管に属する公の施設についての鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理候補者の審査に関する事務	家庭・地域教育課（鳥取県立生涯学習センターに関する。） スポーツ健康教育課（家庭・地域教育課が担当する事務を除く。）			
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。